

仕 様 書

1 件 名

港区立みなと芸術センター整備に向けたプレ事業支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

男女平等参画センター（港区芝浦1-16-1）を含む区指定場所

4 目的

区は、港区立みなと芸術センター（以下「みなと芸術センター」という。）の令和9年度開館に向けて、区全体の機運を高め、全ての区民に愛される施設となるよう、みなと芸術センター整備に向けたプレ事業（以下「本事業」という。）を実施する。

5 業務内容

受注者は、みなと芸術センターの基本理念及び重点的な取組の趣旨を踏まえ、次の業務を行うこととする。

なお、チラシ、ポスター、資料、その他成果物等の作成の際は、文化芸術への関心の有無等にかかわらず誰もが読みやすい内容とし、ユニバーサルフォントを使用する。

(1) ワークショップ

ワークショップの企画及び運営に当たっては、次の事項を踏まえた内容とする。

ア 目的

(ア) 令和4年度から実施しているプレ事業を踏まえ、文化芸術団体や研究機関、区内福祉施設（高齢者・障害・子ども）等との連携や地域との関係性を構築し、開館が広く区民に周知され、開館後の企画開発につながるワークショップを実施すること。

(イ) みなと芸術センターの重点的な取組の一つである「地域の課題に寄り添い、多様な価値観を認め合う共生社会の実現」に向けて、区の地域課題等をリサーチし、文化芸術を通じて、課題等の解決につながるきっかけづくりとなる内容とする。

(ウ) みなと芸術センターの重点的な取組の一つである「区内の文化資源・活動団体との連携や専門人材の育成に向けた取組」に向けて、開館後のみなと芸術センターの事業に参画する人材の育成につながる内容とする。

イ 要件

(ア) 対象者は、区内在住・在勤・在学者を優先し、対象者に合わせた内容とすること。

(イ) 参加者は、20名程度とすること。

(ウ) 実施場所は、区有施設や区民協働スペース等とし、実施に当たっては発注者と協議すること。

(エ) 当日の運営や進行、資料作成等を行うこと。

ウ その他

(ア) ワークショップは複数ジャンルを可とし、開催時期については、事前に発注者と協議し決定すること。

(2) 旧三田図書館活用モデル事業

旧三田図書館活用モデル事業の企画及び運営に当たって、次の事項を踏まえた内容とする。

ア 目的

(ア) 旧三田図書館（港区芝5-28-4）のスペースを利用し、「居場所作り」を試験的に行い、各地域における事業展開のモデルとすること。

(イ) 発注者と連携し、文化芸術団体や研究機関、区内福祉施設（高齢者・障害・子ども）等との連携の基盤を模索及び構築すること。

(ウ) 定期的に交流会を開催すること。

イ 要件

(ア) 本契約締結後3か月以内に「居場所作り」を開設し、交流会を6回以上実施すること。

(イ) 事業終了後は、報告書を作成し提出すること。

ウ その他

(ア) 開催時期については、事前に発注者と協議し決定すること。

(イ) 旧三田図書館の光熱水費等は発注者が負担するものとする。

(3) シンポジウム

シンポジウムの企画及び運営に当たって、次の事項を踏まえた内容とする。

ア 目的

(ア) みなと芸術センターの開館が広く周知され、開館後にみなと芸術センターを拠点にした共生社会の実現を可能にする視点を盛り込んだシンポジウムを企画すること。

(イ) 年齢や障害の有無、国籍、文化芸術への関心の有無等にかかわらず、広く参加者にとってわかりやすく効果的に伝えることができるよう工夫すること。

(ウ) 誰もが参加できるよう、バリアフリー等を工夫すること。ただし、イベント当日の一時保育及び手話通訳については、必要に応じて発注者が手配する。

イ 要件

(ア) 対象者は、区内在住・在勤・在学者を優先すること。

(イ) 参加者は、200名程度とすること。

(ウ) 開催日は、令和7年1月頃の土曜、日曜、祝日に開催するものとし、事前に発注者と協議し決定すること。実施場所は男女平等参画センター（港区芝浦1-16-1）とし、時間は2時間程度とする。

(エ) 当日の運営や進行、資料作成等を行うこと。

(オ) 参加費は無料とする。

(4) その他（（1）～（3）共通事項）

ア 企画計画書は、発注者と協議の上作成し、契約締結後一週間以内に発注者へ提出すること。

イ 参加者募集のチラシ・ポスター作成や申込受付については、受注者が行うこと。

ウ 参加者を対象に、文化芸術の理解やみなと芸術センターへの興味・関心の

- 変化等の効果検証及び分析を行うこと。
- エ 各業務終了後、報告書を作成し提出すること。
- オ 出演者やファシリテーター等の招へいや謝礼等を含む事業実施に係る経費は、全て委託料の中に含むものとする。
- カ (3)のシンポジウムを除き、事業に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費は区の考え方に基づいて、2千円を上限に徴収できる。徴収を予定している場合は、事前に発注者と協議し、金額等決定すること。
- キ 業務実施に必要な機材及び通信環境については、受注者が準備すること。

6 留意事項等

当該業務を進めるに当たり、随時、発注者に協議又は打合せを行うものとする。

7 支払方法

契約代金は、業務の履行確認後、受注者からの書面による請求に基づき一括で支払うものとする。

8 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (11) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

9 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康

と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。

(3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

10 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

11 問合せ

港区産業・地域振興支援部地域振興課みなと芸術センター整備担当
電話 03-3578-2523

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生

じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。